

パレスチナ赤十字社では#NotATarget (患者と向きあう病院がターゲットになってはならない)とのメッセージを発信しています

国際人道法とは…

平和を保つためのルールがあるように、戦争にもルールがあります。

「国際人道法」とは、戦争による不必要な犠牲を防止することを目的として、戦時において紛争当事者が守らなければならない人道的な規則を定めたジュネーブ条約をはじめとする国際的なルールの総称です。

基本的なルール

1. 民間人は絶対に攻撃しない。(住宅、民間施設なども同様)
2. 特に女性・子どもなど弱者を保護する。
3. 捕虜・抑留者は人道的に扱う。
4. 非人道的兵器(化学兵器、対人地雷など)の使用は禁止する。
5. 赤十字マークを不正に使用しない。



赤十字国際委員会(ICRC)製作アニメ動画「戦時の決まりごと」



赤十字マークの意味と約束ごと

「赤十字マーク」は病院や医療機関を意味するマークだと誤解されている方も多いのではないのでしょうか。

実は赤十字マークは「病院のマーク」ではありません。戦争や紛争などで傷ついた人びとと、その人たちを救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を保護するためのマークです。

紛争地域などで赤十字マークを掲げている病院や救護員などには、絶対に攻撃を加えてはならないと国際法や国内法で厳格に定められています。赤十字マークは、いざという時に国民一人ひとりを守るマークなのです。

このようにとても大切な意味をもつマークであるため、赤十字社以外の使用については法律に基づいて制限されています。



スイス国旗

赤十字マークは赤十字の創設者アンリー・デュナンの祖国であるスイス国旗の色を反転させたものです



日本赤十字社 福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17
Japanese Red Cross Society <https://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima>

《お問合せ先》 平日 9:00~17:30

- 組織振興課 TEL 024-545-7998
…寄付・ボランティア・青少年赤十字について
- 事業推進課 TEL 024-545-7996
…講習会・災害救護・海外救援金について
- 総務課 TEL 024-545-7997



回覧 日赤ふくしま



日本赤十字社
マスコットキャラクター **ハートワゴン**



負傷した子どもを搬送するパレスチナ赤新月社のスタッフ

世界の人道危機と国際人道法

2023年10月7日以降、イスラエルとガザ地区での武力衝突が激化して以来、多くの民間人を巻き込み、人道状況は深刻度を増しています。特に女性・子ども・高齢者・けがや病気を抱えた民間人が、今もなお過酷な状況下にあります。また、ウクライナ人道危機においても、まもなく2年が経過する現在も解決の糸口が見えていません。

戦時のルールである国際人道法は、民間人を戦闘に巻き込むこと、人質を取ることを禁じています。赤十字は、民間人や医療・支援従事者、病院を含む民用物の保護や人質解放に加えて、安全に継続して人道支援が届けられるよう、**紛争当事者に国際人道法を守るよう強く求めています。**

赤十字は、人道・公平など赤十字の原則に基づき、中立的な立場から支援を提供します。イスラエル・ガザ人道危機においても、パレスチナ赤新月社とイスラエル・ダビデの赤盾社(イスラエルの赤十字社)、赤十字国際委員会(ICRC)のスタッフやボランティアは最前線で救援活動を続けています。 ※令和5年12月現在



厳しい状況に苦しむ女性を元気づけるウクライナ赤十字のボランティア

赤十字の救急車や救急センターが攻撃に巻き込まれる事態も発生、イスラエル・ダビデの赤盾社では3人、パレスチナ赤新月社では4人の職員が死亡。

「私たちは単なる医療従事者ではなく、あなたの隣人であり、友人であり、家族です。私たちはガザに留まり、命を救うために全力を尽くしています。私たちは、すべての当事者が国際人道法を遵守し、医療従事者の安全を守ることを求めています。」(パレスチナ赤新月社Facebookより)



イスラエル・ガザ
人道危機速報

救いを託されている。

台風第13号大雨被害に対する支援

台風第13号の影響で9月8日から9日にかけて太平洋側で大雨となり、河川の氾濫や土砂災害が発生し、いわき市、南相馬市などで大きな被害を受けました。

日赤福島県支部では迅速な情報の収集に努め、いわき市へ職員を派遣し救援物資を届けたほか、あん摩マッサージ・はり・きゅう赤十字奉仕団によるマッサージ等を実施しました。



毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット、段ボールベッドを配布



避難所の体育館のステージ上でマッサージを実施

赤十字の防災プログラムを実施してみませんか？

災害時に「大切ないのちを守る」ための考え方や行動を学ぶ防災プログラムを、県内各地で開催しています。学校・町内会・企業・団体様へ指導員を派遣し、防災にまつわる講演、非常食体験、ハザードマップを使った図上訓練、避難所運営ゲームなど、幅広い内容からお選びいただけます。

詳しくは事業推進課（TEL 024-545-7996）までお問合せください。



炊飯袋による非常炊き出し（ハイゼックス炊飯）体験



ぼうさいまちがいがし「きけんはっけん!」を保育所で実施



青少年赤十字(JRC)の交流事業



8月 小・中・高校生合同JRCトレーニングセンター（桑折町）



10月 北海道・東北ブロック高校青少年赤十字交流会（福島市）



11月 栃木県高校JRCとの合同研修会（いわき市）

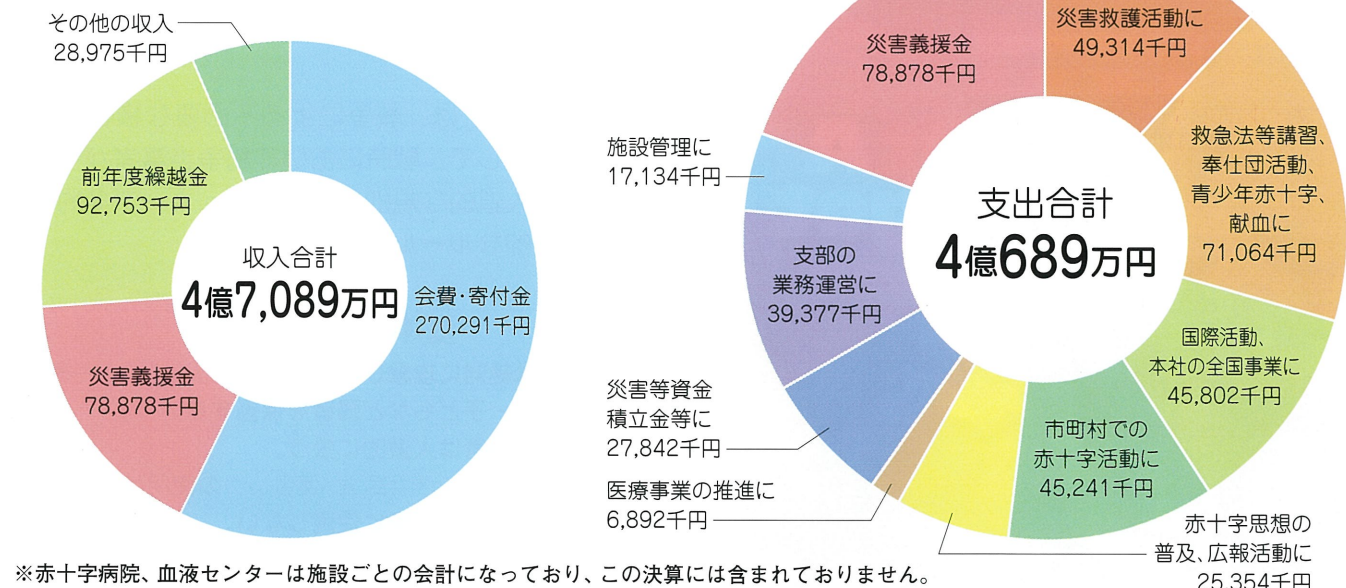


11月 タイJRCメンバーの受入（福島東高校で書道を体験）

赤十字が行う活動は、皆さまから寄せいただいた活動資金とボランティアで支えられています。皆さまのご支援により、災害救護をはじめ赤十字の活動を行えます。心より感謝申し上げます。

日本赤十字社福島県支部 令和4年度決算報告

活動資金にご支援をいただきました皆様に改めて感謝申し上げます。



～あなたの思いを赤十字へ～

日赤福島県支部は、国や県からの補助金等を受けずに、ご寄付いただいた活動資金で組織を運営し、事業を行っております。

赤十字へのご寄付には税制上の優遇措置があるほか、表彰制度を設けております。

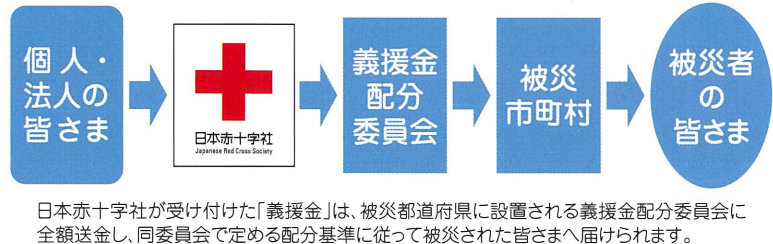
また、遺贈・相続財産のご寄付も承っております。ご案内パンフレットをお送りしておりますので、ご希望の方は組織振興課（☎024-545-7998）までお問い合わせください。



義援金・海外救援金の受付も行っています

- 令和5年7月7日からの大雨災害義援金
 - イスラエル・ガザ人道危機救援金
 - ウクライナ人道危機救援金
 - アフガニスタン人道危機救援金
 - バングラデシュ南部避難民救援金
 - 中東人道危機救援金 ※令和6年1月現在
- 詳しくはホームページをご覧ください。

「義援金」の流れ



何が違うの？

- 活動資金…日赤が行う人道活動のために使われます。災害で被災した方への医療救護活動や救援物資のほか、防災教育や青少年赤十字（JRC）、救急法の講習などは、活動資金をもとに行われます。
- 義援金…全額被災者に届けられます。被災都道府県に設置される「義援金配分委員会」に全額を送金し、配分基準に従って被災者へ届けられます。国や自治体が行う復旧事業や、日赤の活動には一切使われません。
- 海外救援金…海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するために使われます。世界各国の赤十字社・赤新月社を通じて、被災地の赤十字社の救援活動・復興支援活動に役立てられます。



輸血経験者からのメッセージを募集しています

福島県赤十字血液センターでは、献血の大切さを広めるための活動として、輸血経験のある方やそのご家族からのメッセージを募集しています。輸血を受けられたことのある皆さまだからこそできる、献血の大切さを広める活動に、ぜひご協力をお願いいたします。

